

利用の手順(申請から認定まで)



介護保険サービスを利用するためには、市に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です(要介護認定)。サービスを利用するまでの手続きの流れは次のようになります。

1 要介護認定の申請をします

市の窓口にて認定の申請をしてください。申請は、本人または家族のほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などに代行してもらうこともできます。



2 認定調査が行われます

申請をすると、市の職員などが自宅を訪問し、心身の状況を調べるために、本人と家族などから聞き取り調査などをします。また、心身の状況について主治医に意見書を作成してもらいます。主治医がいない人は市区町村の指定した医師の診断を受けます。



3 審査・判定されます

公平に判定するため、訪問調査の結果はコンピュータで処理されます(一次判定)。一次判定の結果と特記事項、主治医の意見書をもとに、「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定されます(二次判定)。



4 認定結果が通知されます

介護認定審査会の審査結果にもとづいて、「要介護1~5」「要支援1・2」「非該当」の区分認定されます。結果が記載された「認定結果通知書」と「保険証」が届きます。



認定結果のめやす

認定された要介護度に応じて、利用できるサービスが異なります。

※状態の説明はあくまでめやすです。

要介護度	状態のめやす	
要支援1	ほぼ自立した生活ができるが、介護予防のための支援や改善が必要	介護予防サービスが利用できます 要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人など
要支援2	日常生活に支援は必要だが、それによって介護予防できる可能性が高い	
要介護1	歩行などに不安定さがあり、日常生活に部分的な介護が必要	介護サービスが利用できます 介護保険のサービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人など
要介護2	歩行などが不安定で、排せつや入浴などの一部または全部に介護が必要	
要介護3	歩行や排せつ、入浴、衣服の着脱などに、ほぼ全面的な介護が必要	
要介護4	日常生活全般に動作能力が低下しており、介護なしでの生活は困難	
要介護5	生活全般に介護が必要で、介護なしでは日常生活がほぼ不可能	
非該当	自立した生活ができ、支援や介護が必要ではない	介護保険サービスは利用できません 日常生活に対する指導と支援を行います 生活管理指導員派遣事業を利用してください 生活指導が必要な一人暮らしの高齢者など

居宅介護支援事業者

都道府県の指定を受け、ケアマネジャーを配置しています。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス提供機関と連絡・調整をします。

※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています。

ケアマネジャー

介護の知識を幅広く持った専門家で、サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送るために、高齢者の生活を支える総合機関として、地域包括支援センターが設置されています。



- 介護予防ケアマネジメント(自立した生活ができるよう支援します)
- 総合的な相談・支援(何でもご相談ください)
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止(みなさんの権利を守ります)
- ケアマネジャーへの支援(さまざまな方面から支えます)